

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 334 号の概要

件名	人事考査委員会審査結果等一部非公開の件(諮問第 384 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の市立小学校の事案を審議した人事考査委員会の審査結果及び人事上の措置に関する文書である。		
請求年月日	平成 19 年 1 月 16 日	諾否決定年月日	平成 19 年 1 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 19 年 2 月 5 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 2 月 15 日（受理）		
審査会の結論	特定の市立小学校における事故(以下「本件事故」という。)に係る「人事考査委員会の審査結果について」の事故の概要欄に記載された特定の教諭に対する校長の評価のうち、校長の行動と認められる情報については、公開すべきである。		
審査会の判断理由	1 本件不服申立てについて 本件不服申立ての対象は、本件請求対象文書の非公開情報のうち、不服申立ての理由において不服申立人が公開すべきであると主張している情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。		
	2 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 特定の市立小学校の校長(以下「本件校長」という。)の心境等には、本件校長が本件事故当時の心境や本件事故に対する心境等を率直に吐露した内容が記載されており、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件校長の権利利益が害されるおそれがあると認められ、同号本文に該当する。 イ 特定の市立小学校の元教諭(以下「本件教諭」という。)の心境等には、本件教諭の本件事故に対する心境が率直に吐露されており、本件教諭の言動には、本件教諭の率直な心情が反映されていると認められるので、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められ、本件教諭の心境等及び本件教諭の言動は同号本文に該当する。 ウ 本件校長の本件教諭に対する評価のうち、事故の概要欄に記載された情報の一部は、本件校長の行動の記載であって、本件教諭に対する評価が具体的に記載されているとまでは認められないことから、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、同号本文に該当しない。 エ 本件校長の本件教諭に対する評価のうち、前記ウ以外の情報は、本件教諭に対する具体的な評価が記載されていると認められ、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、当該情報は同号本文に該当する。		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>オ 市教育委員会の本件校長及び本件教諭に対する評価には、本件校長及び本件教諭に対する具体的な評価が記載されており、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件校長及び本件教諭の権利利益が害されるおそれがあると認められ、市教育委員会の本件校長及び本件教諭に対する評価は同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について 前記(1)ア、イ、エ及びオに掲げる情報は、本件校長又は本件教諭の職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しない。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について 本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、任命権者及び服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、これら処分の基準が推測される事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>(1) 「処分の程度」欄に記載された非公開部分 (2) 「事務局見解」欄 (3) 過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報(項目名を含む。)</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年7月3日(答申第334号)</p>

情報公開審査会答申第 335 号・第 336 号の概要

件名	道路使用許可申請書等一部非公開の件（その 11 及び 12）（諮問第 387 号及び第 388 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の法人が特定地におけるドラマ撮影（諮問第 387 号）及び CM撮影（諮問第 388 号）に関して提出した道路使用許可申請書及び添付資料である。		
請求年月日	平成 19 年 2 月 14 日 （諮問第 387 号及び第 388 号）	諾否決定年月日	平成 19 年 2 月 23 日 （諮問第 387 号及び第 388 号）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 19 年 4 月 20 日 （諮問第 387 号及び第 388 号）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 5 月 2 日（諮問第 387 号及び第 388 号）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を非公開とすることを明文をもって定めたものと解されるので、本件請求対象文書のうち、警部補以下の警察官の印影、申請者の氏名（以下「本件申請者氏名」という。）、現場責任者の氏名（以下「本件現場責任者氏名」という。）、申請者及び現場責任者の携帯電話番号（以下「本件携帯電話番号」という。）、訂正者の印影及び撮影で借りる家付近の住所（以下「本件印影等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について (1) 警部補以下の警察官の印影 警部補以下の警察官の印影は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当しない。 (2) 本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等 本件請求対象文書については、法令等に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないことから、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、同号ただし書アに該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について (1) 警部補以下の警察官の印影 公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第 5 条第 1 号本文に該当するため、非公開となる。 当審査会で調査したところ、昭和 46 年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。 したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しない。 (2) 本件申請者氏名及び本件現場責任者氏名 不服申立人は、本件処分においては、本件請求対象文書の申請者の氏名を非公開としている処分と公開としている処分があり、処分内容に矛盾があると主張している。 当審査会が確認したところ、本件請求対象文書のうち、諮問第 387 号において公開</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>されている申請者の氏名については、既に特定法人の自社ホームページ上で公表されていることが認められる。</p> <p>しかし、諮問第 388 号において非公開とされている本件申請者氏名については、本来、法人代表者氏名を記載すべきところ、実際には従業員氏名が記載されており、当該氏名は一般に公表されている事実も認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>(3) 本件携帯電話番号</p> <p>不服申立人は、本件携帯電話番号について、通常名刺等に印刷され、公知のものであると主張している。</p> <p>しかし、名刺は通常、業務上関係する特定の顧客等に対してのみ配布されているものであることから、仮に、申請者及び現場責任者の氏名及び携帯電話番号が名刺に記載されていたとしても、本件携帯電話番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>(4) 本件印影等</p> <p>本件印影等についても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 19 年 9 月 11 日 (答申第 335 号及び第 336 号)</p>

情報公開審査会答申第 337 号の概要

件名	土地売買契約書公開の件(諮問第 386 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が計画した特定の事業に係る事業区域内の特定の用地（以下「本件土地」という。）について、事業用地に供する目的で、土地所有者（以下「本件所有者」という。）との間で売買についての合意がなされ、その合意に基づき取り交わした土地売買契約書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 19 年 1 月 29 日	諾否決定年月日	平成 19 年 3 月 27 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事（土木事務所）
公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当		
公開理由	個人に関する情報であるが、慣行として公にすることが予定されている情報であるため		
不服申立年月日	平成 19 年 4 月 9 日	不服申立ての趣旨	公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 4 月 18 日		
審査会の結論	本件土地に係る土地売買契約書のうち、本件所有者である特定個人の印影については、非公開とすべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について 請求対象行政文書は、県が計画した特定の事業に係る事業区域内に所在する本件土地の売買に関する土地売買契約書であり、契約書本文、土地の所在や面積等を記載した土地調書（以下「本件土地調書」という。）及び地番ごとの補償金額（以下「本件各補償金額」という。）等を記載した土地代金配分内訳表（以下「本件内訳表」という。）で構成されている。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書に記載された本件所有者、売買代金等に関する情報（以下「本件公開情報」と総称する。）は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について （ア）本件所有者の住所及び氏名（以下「本件氏名等」という。）及び本件土地調書に記載された本件土地の所在地及び本件所有者の持分割合（以下「本件所在地等」という。）について 本件氏名等及び本件所在地等は、本件土地に係る登記簿（以下「本件登記簿」という。）に記録された内容と一致しており、何人も閲覧等が可能な情報であることから、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。 （イ）本件土地調書に記載された本件土地の地目（以下「本件地目」という。）について 本件地目は本件登記簿と一部異なっていることが認められる。本件登記簿に記録された内容と一致している地目については、何人も閲覧等が可能な情報であることから、同号ただし書アに該当する。また、本件登記簿に記録された内容と一致していない地目については、本件地目が現況地目であることから、慣行として公にされている情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。 （ウ）本件土地の面積（以下「本件面積」という。）について 本件面積は、本件土地を実地測量した面積であり、県は地積更正を行っていないことから、本件登記簿に記録されている内容と一致していないことが認められる。不動産登記法は「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的と」しており、地積について登記申請義務等を規定していることを考慮すると、地積は実測面積が記録されてしかるべき性質の情報であるといえる。したがって、本件面積が本件登記簿に記録された内容と一致していないとしても、当該情報</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>は慣行として公にすることが予定されている情報というべきであるから、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(エ) 本件土地の売買契約に係る売買代金（以下「本件売買代金」という。）について</p> <p>a 本件売買代金の算定方法を確認したところ、本件売買代金には、売買の当事者間における自由な交渉の結果が反映することはほとんどなかったものと考えられ、本件売買代金に影響する地域の諸条件は、一般に周知されている事項及び容易に調査することができる事項に基づくものであると認められることから、算定を行う不動産鑑定士が異なっても、ほぼ同様の結果が得られるとする実施機関の説明は納得できる。</p> <p>したがって、本件売買代金は一定の範囲内の客観的価額であると認められる。</p> <p>b 当審査会が本件売買代金の算定の基礎となる土地価格算定書を確認したところ、標準地評価額と個別的要因の補正率は公開される情報であると認められる。したがって、土地価格算定書を公開請求することにより、一般人でも、容易に本件売買代金を算定することができるということができ、実施機関が、事業用地の買収価格を公にすることが予定されている情報であると位置付けていることは、当審査会としても理解できるところである。</p> <p>c 以上のことを総合的に判断すると、本件売買代金を公にしても個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとまでは認められず、本件売買代金は公にすることが予定されている情報であると認められるので、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>d なお、実施機関が参考にしたと説明している平成17年10月11日最高裁判決は、当審査会の上記判断と同様の趣旨であると考えられる。</p> <p>(オ) 本件内訳表に記載された本件土地の地番（以下「本件地番」という。）、本件各補償金額及び本件所有者の配分内訳（以下「本件配分内訳」という。）について</p> <p>本件地番は、条例第5条第1号ただし書アに、本件各補償金額については、同号ただし書イにそれぞれ該当する。</p> <p>本件配分内訳について、持分と異なる配分についても端数処理をしているにすぎず、持分どおりの配分であると考えられることから、本件各補償金額が公開される以上、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(カ) 本件所有者の印影（「本件印影」という。）について</p> <p>a 本件印影は、土地売買契約書には実印を押印することになっているとの実施機関の説明からすると実印であることは明らかである。県は土地売買契約という財産に関する重要な取引であることを重んじて、土地売買契約書に実印を押印することとしているものと考えられる。</p> <p>b 実印は、所有者が住民基本台帳に記録のある市町村の制定する印鑑条例に基づき、登録したものであり、一般的に売買契約などの財産に関する取引において重要な役割を果たしている。</p> <p>そして、本件印影が登録されている市の印鑑条例が、印鑑登録証明書の交付申請を行なうことができる者を限定し、印鑑登録原票その他の印鑑に関する書類を登録者以外の者に関覧させることを禁止している趣旨は、実印の印影が登録者の意思に反して第三者に知られることを防止し、もって印鑑偽造等の行為により登録者の財産が不当に害されることを防止しようとするものであると考えられる。すなわち、実印は登録者の意思に基づいて限定的に使用されるものであって、実印の印影を本人以外の第三者に公にすることを是認する慣行が存在するとは認められない。</p> <p>c 以上のことを総合的に検討すると、本件印影は、単に氏名と一体として使用されているというだけでなく、実印という印鑑自体が持つ役割を氏名とは独立して表示しているものであると認められることから、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱うべき性質の情報ではない。したがって、本件印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年10月26日（答申第337号）</p>

情報公開審査会答申第 338 号の概要

件名	特定中学校長提出文書一部非公開の件(諮問第 385 号)		
請求文書の概要	本件対象行政文書は、特定中学校長（以下「本件校長」という。）から神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出された申出書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 19 年 3 月 9 日	諾否決定年月日	平成 19 年 3 月 15 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 19 年 3 月 23 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 4 月 9 日		
審査会の結論	本件校長が特定日に県教育委員会に提出した申出書のうち、様式の号数、申出書の表題及び申出内容は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>< 条例第 5 条第 1 号該当性について ></p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書は、本件校長を特定して公開請求がなされているため、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められる。したがって、本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について (1) 申出書の理由欄に記載されている情報は、本件校長の人事上の意思表示の理由が明らかになる情報であり、公にされることが予定されている情報とは認められず、また、慣行として公にされているという事実も認められないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書に該当しないと判断する。 (2) 本件非公開情報のうち、様式の号数、申出書の表題及び申出内容については、人事上の意思を示したことが明らかになる情報であり、県教育委員会が平成 19 年 3 月 15 日付けで一部非公開とした処分の時点においては慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているという事実は認められないことから、実施機関の判断は妥当であったと考えられる。しかし、現時点においては、本件校長が人事上の意思を表示したという事実は、特定市町村議会の議案の議事において言及されており、かつ、特定市町村議会のホームページに掲載されていることから、様式の号数、申出書の表題及び申出内容は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書に該当すると判断する。 (3) 本件非公開情報は、公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員等の職務の遂行に関する情報とは認められないため、同号ただし書に該当しないと判断する。 また、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 19 年 11 月 28 日（答申第 338 号）		

情報公開審査会答申第 339 号の概要

件名	校長等昇格基準等文書一部非公開の件(諮問第 389 号)		
請求文書の概要	本件対象行政文書は、市町村立学校長及び教頭への昇格等の基準に関する文書(以下「本件内規」という。)並びに市町村立学校長及び教頭の退職及び異動に関する市町村教育委員会が提出した内申書(以下「本件内申書」という。)並びに神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の議案書(以下「本件議案」という。)である。		
請求年月日	平成 19 年 4 月 3 日	諾否決定年月日	平成 19 年 4 月 17 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(教職員課)
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	個人の情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 19 年 4 月 20 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 5 月 10 日(受理)		
審査会の結論	本件内申書のうち、在職年数(私立及び計の欄の情報を除く。)並びに本件議案のうち、勤続年数及び特定の異動対象者の年齢は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>次に掲げる項目は、特定の個人が識別される情報と認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>ア 本件内申書のうち、辞職に係る様式</p> <p>(ア) 所属及び所属コード</p> <p>(イ) 氏名</p> <p>(ウ) 職員番号</p> <p>(エ) 性別</p> <p>(オ) 年齢</p> <p>(カ) 調整額支給の有無</p> <p>(キ) 退職事由等</p> <p>(ク) 退職手当</p> <p>イ 本件内申書のうち、昇任(採用)に係る第 13 号様式(以下「本件第 13 号様式」という。)</p> <p>(ア) 年齢</p> <p>(イ) 職員番号</p> <p>(ウ) 現在級号給及び発令年月日</p> <p>(エ) 在職年数</p> <p>(オ) 免許状の種類の一部</p> <p>(カ) 最終学校、学部、学科、課程及び卒業年月</p> <p>(キ) 内申理由</p> <p>ウ 本件内申書のうち、配置換及び転任採用に係る様式</p> <p>(ア) 年齢</p> <p>(イ) 職員番号</p> <p>(ウ) 免許・資格の免許状の種類の一部</p> <p>(エ) 現給料、調整月数及び発令年月日</p> <p>エ 本件内申書のうち、昇任配置換、昇任及び昇任採用 C に係る様式(本件第 13 号様式を除く。)</p> <p>(ア) 年齢</p> <p>(イ) 職員番号</p> <p>(ウ) 免許・資格の免許状の種類の一部</p> <p>(エ) 現給料、調整月数及び発令年月日</p> <p>(オ) 発令給料、調整号給及び調整月数</p> <p>オ 本件議案</p> <p>(ア) 年齢</p> <p>(イ) 勤続年数</p> <p>(ウ) 退職理由</p>		

- (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について
- ア 条例第5条第1号ただし書ア又はエ該当性について
前記(1)に掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。
- イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
(ア) 退職事由について、不服申立人は公務員を辞職する以上公開すべきであると主張しているが、一般に公表されている事実は認められないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。
(イ) 本件議案における異動対象者の年齢については、特定の対象者の生年月日が特定市町村議会における議事において言及され、かつ、ホームページに掲載されていることが認められる。生年月日が公にされていれば、年齢を容易に計算し得ることから、本件議案のうち、特定の異動対象者の年齢については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。
(ウ) 前記(1)に掲げるその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について
(ア) 本件内申書に記載された在職年数(私立及び計の欄の情報を除く。)及び本件議案に記載された勤続年数については、各教員の現在及び過去の公務員としての勤務期間を表しているものであり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められるので、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。
(イ) 前記(1)に掲げるその余の情報は、人事管理上保有する身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。
- 2 条例第5条第4号該当性について
- (1) 実施機関は、本件内規は、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、次年度の新たな校長及び教頭にふさわしいと考える者を候補者として推薦する際に、公平性及び候補者の一定水準を確保するために候補者資格の要件(以下「本件任命要件」という。)を定めた内部規定であり、毎年見直しを行い、必要に応じて改めており、また、本件任命要件を満たしている者すべてが推薦され、あるいは昇任するものではないと説明している。
- (2) さらに、本件任命要件に該当した後の選考過程等については本件内規に記載されていないことから、本件任命要件を公開すると、当該要件を満たすことが直ちに管理職に昇任するものという誤解を生じることが想定され、過去の人事異動結果に対する誤解のみならず、今後の人事異動に向けて、外部から誤解に基づく干渉、介入等を招くおそれがあり、人事政策に支障をきたすとも説明している。
- (3) 本件内規は管理職の候補者資格の要件を定めている内部規定であることから、組織内の人事政策に係る情報であると認められる。
本件任命要件を決定するに当たっては、任命権者である県教育委員会に相当の裁量権が認められていると解され、必要に応じて本件内規を改めるなど弾力的な運用を行っているものと認められる。このように本件任命要件は裁量権の範囲内で定められているものであり、変更される可能性があるにもかかわらず、公開すると、固定された要件であり、かつ、管理職昇任に係る必要なすべての要件であるとの誤解を生じさせるおそれがある。
- (4) また、本件任命要件を満たしている者すべてが推薦され、又は昇任するものではないことから、公開すると、本件任命要件と過去の人事異動結果を照らし合わせることにより、人事に関する不当かつ不要な予見を持つおそれがあり、実施機関がこれらを払拭する説明をすることは多大な困難を生じると認められる。将来に向けても、誤解に基づいた先入観と実際の人事異動結果に齟齬をきたすことにより、勤務意欲の減退及び勤務能率の低下を招くおそれがある。
- (5) さらに、実施機関は本件内規を必要に応じて改めていると説明していることからすると、外部の者が県教育委員会に対して本件任命要件に関して、要件の変更を求めるなどの不当な干渉、介入等を行うおそれがあると認められる。

<p>審査会の 判断理由 (続)</p>	<p>(6)したがって、本件任命要件を公開すると、任命権者の人事政策に支障を及ぼし、又は、その裁量権の適切な行使を妨げるおそれがあり、また、今後、反復継続される管理職昇任人事に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年11月28日(答申第339号)</p>

情報公開審査会答申第 340 号・第 341 号の概要

件名	死体検案書等一部非公開の件（その 1 及びその 2）（諮問第 391 号及び第 392 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定期間に行政解剖した死亡者のうち、非犯罪死体に係る死体検案書、死体検案報告書、承諾解剖報告書、死体解剖報告書（承諾解剖）及び死体検案調書である。		
請求年月日	平成 19 年 3 月 26 日	諾否決定年月日	平成 19 年 5 月 23 日（諮問第 391 号） 平成 19 年 6 月 27 日（諮問第 392 号）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>法人等に関する情報であって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>		
不服申立年月日	平成 19 年 7 月 9 日（受理）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 7 月 25 日		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件請求対象文書のうち、個人の氏名、住所、生年月日、年齢、身長、体重、体格、検案解剖番号、傷害発生場所及び死亡場所（以下「本件個人氏名等」と総称する。）並びに医師の自宅の郵便番号、住所、電話番号及び F A X 番号（以下「本件医師郵便番号等」と総称する。）並びに警部補以下の警察官の氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。また、検案所見、死亡の原因及び死因の種類、病歴、成傷器の種類又は中毒物質の種類・状況等、総括の内容等（以下「本件検案所見等」と総称する。）は、個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるので、いずれも同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 同号ただし書ア、イ及びウ該当性について</p> <p>警部補以下の警察官の氏名、本件個人氏名等、本件医師郵便番号等及び本件検案所見等は、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 同号ただし書エ該当性について</p> <p>本件請求対象文書に記載された様々な死因に関して、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在しているとは認められないことから、同号ただし書エには該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について</p> <p>特定のホテル名及び部屋番号（以下「本件ホテル名等」と総称する。）は、顧客として滞在した特定の個人が死亡した場所であることから、現に営業活動を行っている本件ホテル名等を公開すると、今後、ほかの顧客が当該ホテル及び当該部屋の利用を回避するおそれがあると認められ、公開することにより当該法人の権利、競争</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続)</p>	<p>上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について 本件ホテル名等は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書に該当しない。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について 警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることも予想され、警察電話の内線番号は、公開することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として、特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められるので、同号に該当する。</p> <p>4 条例第7条該当性について 本諮問案件においては、実施機関は、本件請求対象文書において非公開とした情報について、条例第5条第1号、第2号及び第4号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、前記1、2及び3で述べた非公開とすることによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことに裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。</p> <p>5 その他 (1) 広報文について ア 不服申立人は、実施機関が報道機関に対し、少年事件の被疑者を公表する際、匿名か非匿名かの判断をする一つの材料として、生存しているのか死亡しているのかを考慮し、死亡した被疑者の住所、氏名等は公表している旨主張し、また、その証拠として、意見聴取の際に当審査会に広報文（以下「本件広報文」という。）を提出している。 イ 当審査会が本件広報文を確認したところ、交通事故により死亡した少年の氏名等は記載されているが、不服申立人が主張する死亡した少年被疑者に係る情報の記載はなく、また、本件請求対象文書に記載された情報についても記載されていないことが認められる。したがって、本件広報文は本諮問案件の諾否の決定に影響しない。</p> <p>(2) 個人情報の取扱いについて ア 不服申立人は、「実施機関は、本件広報文に記載があるとおり、事件事故に関して、個人情報を記載した広報文を提供しているながら、本件請求対象文書に記載された個人情報については、非公開情報に該当するとして公開しないことは個人情報の取扱いが矛盾している」との主張から本件広報文を提出したとも解されるので、以下検討する。 イ 当審査会が確認したところ、神奈川県警察の報道機関への個人情報の提供は、神奈川県個人情報保護条例に規定する個人情報の目的外提供に当たるものの、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた、目的外提供の制限の適用除外事項(類型)にある「報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合」に該当することから、提供時点における社会的反響の大小及び公益上の必要性等を判断し提供しているものである。そして、提供された個人情報の報道時期及び方法は、各報道機関の判断で行われていることが認められる。 ウ 一方、死者に関する情報を含む個人情報が記載された行政文書を公開できるかどうかは、公開請求を受けた上で条例で定める非公開情報の該当性との関係で判断されるものである。 エ 以上のように、不服申立人が主張する個人情報の取扱いの違いは、個人情報保護又は情報公開という異なる制度に基づいて取り扱った結果であって、実施機関の個人情報の取扱いに矛盾は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成20年1月22日（答申第340号及び第341号）</p>

情報公開審査会答申第 342 号の概要

件名	各県立高校入学者学力検査の合格者科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 390 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 19 年度の入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）において、全県共通問題を採用している各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日制課程の合格者の科目別平均点（以下「本件非公開情報」という。）一覧である。		
請求年月日	平成 19 年 4 月 9 日	諾否決定年月日	平成 19 年 4 月 23 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（高校教育課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号		
非公開理由	県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 19 年 6 月 11 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 6 月 25 日		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 4 号該当性について〉</p> <p>1 本件請求対象文書には、全県共通問題により実施された学力検査における各高校の合格者の科目別平均点が記載されており、各高校の学力検査結果を比較することが容易であることが認められる。そのため、本件非公開情報が受検生やその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報であり、さらに平成 17 年度から学区制が撤廃された中では、本件非公開情報が志望校を決める上でますます重要になってきていることは否定できない。</p> <p>2 現行制度では、各高校において、特色ある学校づくりを進め、入学者選抜ではその特色を踏まえた選考基準を設定して、受検生の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験等の様々な観点から受検生を評価し、選考している。</p> <p>このような現行制度による入学者選抜も平成 19 年度で 4 回目となり、受検生やその保護者の現行制度に対する理解も進んでいると考えられ、本件非公開情報を公開しても、受検生やその保護者が学力検査の結果を中心に選考を行っているといった誤解を招くおそれは少なくなっていると考えられる。</p> <p>3 しかし、実施機関が説明するように、本件非公開情報が公開されることによって、選考基準のうち、学力検査の結果のみがクローズアップされ、各高校の特色を無視した不当なランク付けが行われるおそれが解消できるほどには、県民の理解が進んできているとは考えられない。</p> <p>また、各高校の入試平均得点等に係る情報が受験雑誌等に掲載されている事実は認められるものの、平成 19 年度学力検査の結果そのものである本件非公開情報が受験雑誌等に掲載されている事実は認められない。受験雑誌等の情報は、各出版元の企業が</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>受検生等から独自に収集し、把握した非公式かつ不完全な情報であって、本件非公開情報とは情報の持つ意味が大きく異なると考えられる。</p> <p>4 したがって、そのような本件非公開情報を入学者選抜制度の実施者であり、教育行政に責任を有する実施機関自らが公開することにより、生徒やその保護者に与える影響は相当大きいと考えられる。特に、平均点の低い高校では、生徒の心情を傷つけ、学習に対する意欲を低下させるなど、学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念される。</p> <p>その結果、実施機関が現在取り組んでいる、個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>5 以上のことを総合的に検討すると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成20年3月24日（答申第342号）</p>

情報公開審査会答申第 343 号の概要

件名	特定の墓地計画に係る協議書類一部公開の件（その1）（諮問第 393 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の経営計画（以下「本件計画」という。）に係る墓地等経営計画協議書の添付書類である。		
請求年月日	平成 19 年 6 月 26 日	諾否決定年月日	平成 19 年 9 月 19 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
公開根拠条	条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイ該当並びに第 2 号非該当		
公開理由	<p>1 特定の個人が識別される情報であるが、不動産登記簿に記載された何人も閲覧が可能な情報であること及び公にすることが予定されている情報であるため。</p> <p>2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため。</p>		
不服申立年月日	平成 19 年 10 月 1 日		
不服申立ての趣旨	本件請求対象文書のうち、本件墓地の周囲 110 メートル以内の土地の所在地、地目、地積、持分、所有者名及び所有者住所を記載した書類を非公開とすることを求める。		
諮問年月日	平成 19 年 10 月 31 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち非公開とすることを求めた行政文書を公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件請求対象文書に記載されている個人の土地所有者に係る情報（以下「本件個人所有者情報」という。）は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件計画に係る説明会において、不服申立人は、本件墓地の周囲 110 メートルの境界線が記入された位置図等の図面を使用し、本件計画の概要を近隣住民等に説明している。 したがって、本件個人所有者情報は、不動産登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について 本件請求対象文書に記載されている情報は、不動産登記法の規定に基づき、何人も閲覧等が可能な情報であることから、公開することにより土地所有者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第 5 条第 2 号に該当しない。</p>		
答申年月日	平成 20 年 3 月 24 日（答申第 343 号）		

情報公開審査会答申第 344 号の概要

件名	特定の墓地計画に係る協議書類一部公開の件（その2）（諮問第 394 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の経営計画（以下「本件計画」という。）に係る墓地等経営計画協議書の添付書類である。		
請求年月日	平成 19 年 7 月 27 日	諾否決定年月日	平成 19 年 9 月 19 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
公開根拠条項	条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイ該当並びに第 2 号非該当（非該当以外の同条第 2 号該当箇所については非公開）		
公開理由	<p>1 特定の個人が識別される情報であるが、不動産登記簿に記載された何人も閲覧が可能な情報であること及び公にすることが予定されている情報であるため。</p> <p>2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため。</p>		
不服申立年月日	平成 19 年 10 月 1 日		
不服申立ての趣旨	本件請求対象文書のうち、本件墓地の周囲 110 メートル以内の土地の所在地、所有者名等を記載した書類（以下「本件一覧」という。）及び本件墓地を経営しようとする理由を記載した書類（以下「本件理由書」という。）を非公開とすることを求める。		
諮問年月日	平成 19 年 10 月 31 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち非公開とすることを求めた行政文書を一部公開することとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件一覧に記載されている個人の土地所有者に係る情報（以下「本件個人所有者情報」という。）及び本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件計画に係る説明会（以下「本件説明会」という。）において、不服申立人は、本件墓地の周囲 110 メートルの境界線が記入された位置図等の図面を使用し、本件計画の概要を近隣住民等に説明している。</p> <p>したがって、本件個人所有者情報は、不動産登記法の規定に基づき、何人も閲覧等が可能な情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。</p> <p>イ 本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名についても、宗教法人法第 65 条において準用する商業登記法の規定に基づき、何人も閲覧等が可能な情報であり、同号ただし書アに該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(1) 本件一覧に記載されている情報は、不動産登記法の規定に基づき、何人も閲覧等が可能な情報であることから、公開することにより土地所有者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しない。</p> <p>(2) 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2号が、近隣住民等への説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、申請者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。同号の趣旨から考えると、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、本件説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると認められる。</p> <p>したがって、本件理由書に記載されている情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しない。</p> <p>(3) 本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の印影の公開と、印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではないことから、当該印影は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成20年3月24日（答申第344号）</p>

情報公開審査会答申第 345 号の概要

件名	特定の墓地計画に係る協議書類一部公開の件（その3）（諮問第 395 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の経営計画（以下「本件計画」という。）に係る墓地等経営計画協議書の添付書類である。		
請求年月日	平成 19 年 8 月 14 日	諾否決定年月日	平成 19 年 9 月 26 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
公開根拠条	条例第 5 条第 2 号非該当（非該当以外の同号該当箇所については非公開）		
公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため。		
不服申立年月日	平成 19 年 10 月 1 日		
不服申立ての趣旨	本件請求対象文書のうち、本件墓地を経営しようとする理由を記載した書類（以下「本件理由書」という。）及び宗教法人の規則（以下「本件法人規則」という。）を非公開とすることを求める。		
諮問年月日	平成 19 年 10 月 31 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち非公開とすることを求めた行政文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名及び本件法人規則に記載されている宗教法人の代表役員等の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名及び本件法人規則に記載されている宗教法人の代表役員等の氏名は、宗教法人法第 65 条において準用する商業登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報又は慣行として公にされている情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア又はイに該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>（1）神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例第 5 条第 2 号が、近隣住民等への説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、申請者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。同号の趣旨から考えると、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、本件計画に係る説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると認められる。</p> <p>したがって、本件理由書に記載されている情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第 5 条第 2 号に該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(2) 本件法人規則に記載されている宗教法人の運営に係る事項は、いずれも法人運営に係る基本的事項であり、公開することにより不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。</p> <p>(3) 本件理由書及び本件法人規則に記載されている宗教法人の代表役員の印影の公開と、印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではないことから、当該印影は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 20 年 3 月 24 日 (答申第 345 号)</p>